

可児市住みごこち一番・可児に向けた企業登録及び協定制度実施要綱

(目的)

第1条 この訓令は、従業員の働きやすい職場づくり及び地域活動についての取り組み（以下「取組等」という。）を積極的に行う企業（以下「取組企業」という。）の登録、広報等を市が行い、取組等の推進を図ることで、市民が安心して働ける場を創出し、かつ取組企業の安定的な維持又は発展を支えることにより、活力ある地域経済づくりに寄与することを目的とする。

(登録基準)

第2条 登録の対象となる取組企業は次の各号及び別表に掲げる登録基準に該当するものとする。

(1) 市内に事業所を有すること

(2) 従業員を常時雇用し事業活動を行っていること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは登録の対象としない。

(1) 国、地方公共団体その他公の機関

(2) 政治団体又は宗教団体

(3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の市長が相当の活動実績をもつと認める市民公益活動団体

(4) 法令等に違反するもの又は違反する恐れがあるもの

(5) 男女共同参画の推進又は青少年の健全な育成を阻害するもの

(6) 公序良俗に反するもの

(7) その他市長が登録の必要がないと認めるもの

(登録の届出)

第3条 登録を受けようとする取組企業（以下「届出者」という）は、可児市住みごこち一番・可児に向けた企業登録届出書（別記様式第1号。以下「登録届出書」という。）に登録基準（第2条第1項に規定する登録基準をいう。以下同じ。）を満たすことを証する書類その他必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(登録の決定等)

第4条 市長は、登録届出書の提出を受けたときは、登録の可否を決定し、可児市住みごこち一番・可児に向けた企業登録決定（却下）通知書（別記様式第2号）により届出者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録された届出者（以下「登録者」という。）に対し、可児市住みごこち一番・可児に向けた企業登録証（別記様式第3号）を交付するものとする。

3 登録の有効期限は、登録の日の属する年度の初日から起算して3年とする。

(登録者の責務)

第5条 登録者は、次の各号に掲げる取り組みに努めるものとする。

(1) 働きやすい職場づくり

(2) 子育て支援

- (3) 介護支援
 - (4) 地域活動支援
- (登録者の特典)

第6条 市長は、次の各号に掲げる特典を登録者に対し付与できるものとする。

- (1) 市のホームページ、広報誌等により広報を行うこと
 - (2) 市が実施する企業と学生の交流の機会に優先的に参加させること
 - (3) 登録者に関する情報を公共職業安定所に提供すること
 - (4) 可児市建設工事入札参加資格者の発注者別評価点に関する要領（平成21年可児市訓令甲第52号）第1条に規定する入札参加申請業者の等級格付において加点すること
 - (5) 委託契約に係るプロポーザル方式の評価基準において加点の対象とすること
 - (6) 市長が指定する金融機関の個人向けの融資において金利優遇措置を図ること
 - (7) 登録者が開催する研修会又は勉強会（第1条に規定する目的に関連したものに限る。）に講師を派遣すること
 - (8) その他市長が必要と認めること
- (報告及び要請)

第7条 市長は、登録者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 市長は、登録者が登録基準を満たしていないと認めるときは、登録基準を満たすように要請することができる。

(変更の届出)

第8条 登録者は、登録届出書の内容に変更があったときは、可児市住みごこち一番・可児に向けた企業登録変更届出書（別記様式第4号）を速やかに市長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第9条 登録者は、登録を取り消すときは、可児市住みごこち一番・可児に向けた企業登録廃止届出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する廃止届出書の提出があったとき、又は登録者が次の各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、当該登録者の登録を取り消すとともに、可児市住みごこち一番・可児に向けた企業登録取消通知書（別記様式第6号）により該当登録者に通知するものとする。

- (1) 登録基準を満たさなくなったとき
- (2) 法令等に違反したとき
- (3) 届出書に虚偽の記載があったとき
- (4) 前3号に掲げるときのほか、その他市長が登録者として適当でないと認めたとき

(協定の締結)

第10条 市長は、取り組みの内容が特に優良であって他の模範となる登録者と第1条に規定する目的に関する協定を締結することができる。

- 2 市長は前項に規定する協定を締結するにあたって、登録者の調査を行うこと及び第12条に規定する支援アドバイザーに意見を求めることができる。

- 3 協定の期限は、協定締結の日の属する年度の初日から起算して3年とする。

(協定締結登録者の特典)

第11条 市長は、協定を締結した登録者（以下「協定締結登録者」という。）に次の各号に掲げる特典を付与できるものとする。

- (1) 市のホームページ、広報誌等で模範となる取組等の特集を掲載すること
- (2) 市の広報番組で模範となる取組等を紹介すること
- (3) 協定締結登録者に関する情報を移住又は定住に関する業務を行う機関又は団体に提供すること
- (4) その他市長が必要と認めること
（支援アドバイザー）

第12条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために、支援アドバイザーを置くことができる。

- 2 支援アドバイザーは、社会保険労務士の資格を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委嘱の期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日までとする。

附 則

- 1 この訓令は、平成28年10月14日から施行する。
- 2 この訓令の施行に関し必要な準備行為は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

別表（第2条関係）

登録基準	
項目	内容
共通	1 働き方の見直し及びワーク・ライフ・バランスに関する取り組みは企業にとって必要であると考えている。
	2 就業規則を整備し従業員に周知している。
	3 次世代育成支援対策推進法第12条に規定する事業主（常時雇用する労働者101人以上）である場合は、一般事業主行動計画を策定している。
働きやすい職場	4 ノー残業デーの実施、時間外労働のチェック、時間外労働の削減体制の整備等により、残業が少ない職場環境に向けた取り組みをしている。
	5 年次有給休暇取得に関する啓発、チェック体制の整備、時間単位での取得等、年次有給休暇を取りやすい職場環境に向けた取り組みをしている。
	6 就業についての悩み、相談、要望等に関する窓口の設置、セクハラ・パワハラ等の防止体制の整備等、働きやすい職場環境に向けた取り組みをしている。
子育て支援	7 育児休業について、従業員に対する研修又は周知、管理職に対する意識啓発等、男女問わず育児休業が取りやすい職場環境に向けた取り組みをしている。
	8 育児休業中の従業員に対する情報提供、復帰に関する希望ヒアリング等、女性従業員の出産・育児後の職場復帰がしやすい職場環境に向けた取り組みをしている。
	9 子育て中の従業員に対する職場の配属、時間休暇の取得等、男女問わず子育てしやすい職場環境に向けた取り組みをしている。
介護支援	10 介護休業又は介護休暇について、従業員に対する研修又は周知、管理職への意識啓発等、男女問わず介護休業又は介護休暇が取りやすい職場環境に向けた取り組みをしている。
	11 介護休業中の従業員に対する情報提供、復帰に関する希望ヒアリング等、従業員が介護休業後に復帰しやすい職場環境に向けた取り組みをしている。
	12 介護中の従業員に対する職場の配属、時間休暇の取得等、介護と仕事の両立がしやすい職場環境に向けた取り組みをしている。
地域活動支援	13 従業員の地域活動、ボランティア活動等に対する理解、ボランティア休暇の取得等、従業員が地域活動を行いやすい職場環境に向けた取り組みをしている。
	14 地域活動への参加、自社の技術を活かしての地域貢献等、企業として地域活動を行っている。
	15 災害時応援協定、子どものいじめ防止協力、地域見守り協力等、企業として市の施策に協力している。
備考	
次の要件をすべて満たす場合に登録の対象とする。	
1 上記表中1から3までの項目の内容すべてを満たしていること	
2 上記表中4から15までの項目において内容を満たす項目が3つ以上あること	
3 上記表中4から15までの項目において内容を満たす項目及び内容を満たす予定である項目が6つ以上あること	

別記様式第1号（第3条関係）

可児市住みごこち一番・可児に向けた企業
登録届出書

年 月 日

可児市長 様

（届出者）企業名

代表者名

登録を受けたいので、可児市住みごこち一番・可児に向けた企業登録及び協定制度実施要綱第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

企業名			
代表者名			
所在地又は住所	可児市		
連絡先	電話番号 FAX番号 Eメール	担当	
業種 （該当するもの一つに印を付けてください）	農業、林業、漁業 鉱業、採石業、砂利採取業 建設業 製造業 電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業、郵便業 卸売業、小売業 金融業、保険業 不動産業、物品賃貸業 学術研究、専門・技術サービス業 宿泊業、飲食サービス業 生活関連サービス業、娯楽業 教育、学習支援業 医療、福祉 複合サービス事業 サービス業（他に分類されないもの）		
常時雇用する従業員数			

様式第2号(第4条関係)

可児市住みごこち一番・可児に向けた企業
登録決定(却下)通知書

第 号
年 月 日

(届出者)企業名

代表者名 様

可児市長 印

年 月 日付の届出について下記のとおり決定しましたので、可児市住み
ごこち一番・可児に向けた企業登録及び協定制度実施要綱第4条第1項の規定に
より通知します。

記

1 登録の可否 登録をします / 登録を却下します


2 却下の理由

様式第3号(第4条関係)

可児市住みごこち一番・可児に向けた企業
登録証

可児市住みごこち一番・可児に向けた企業登録及び協定制度実施要綱第4条
第2項の規定により、登録されていることを下記のとおり証明します。

年 月 日

可児市長 

記

企業名	
代表者名	
所在地又は住所	可児市
登録番号	
登録年月日	
有効期限 (登録の日の属する年度の初 日から起算して3年)	

なお、登録の内容に変更が生じた場合は、可児市住みごこち一番・可児に向けた企業登録変更届出書(様式第4号)により変更の届け出を行ってください。変更後の有効期限は当初の登録の残期間とします。

様式第4号(第8条関係)

可児市住みごこち一番・可児に向けた企業
登録変更届出書

年 月 日

可児市長 様

(届出者) 企業名

代表者名

登録の内容を変更したいので、可児市住みごこち一番・可児に向けた企業登録
及び協定制度実施要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

	変 更 前	変 更 後
企業名		
代表者名		
所在地又は住所	可児市	可児市
連絡先		
業 種		
従業員数		

様式第5号(第9条関係)

可児市住みごこち一番・可児に向けた企業
登録廃止届出書

年 月 日

可児市長 様

(届出者) 企業名

代表者名

下記の理由により登録を取り消したいので、可児市住みごこち一番・可児に向けた企業登録及び協定制度実施要綱第9条第1項の規定により届け出ます。

記

登録取消しの理由	
----------	--

様式第6号(第9条関係)

可児市住みごこち一番・可児に向けた企業
登録取消通知書

第 号
年 月 日

(届出者)企業名

代表者名 様

可児市長 印

登録を取り消したので、可児市住みごこち一番・可児に向けた企業登録及び協定制度実施要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

登録の取消し日	年 月 日
登録取消しの理由	